

第 11 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 5 月 7 日（火）午後 1 時半から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事

議案第 1 号	農地審議	農地法第 3 条関係 (所有権移転) について
議案第 2 号	農地審議	農地法第 5 条関係について
議案第 3 号	農地審議	農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細について
議案第 4 号	農地審議	農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定 各筆明細について
議案第 5 号	農地審議	農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
 - ①地域計画について
 - ②農地借受け希望について（別添資料）
 - ③農地あっせん事業について
 - ④その他
- 5 その他
 - ①令和 6 年度 5 団体親睦マレットゴルフ大会について
 - ②当面の日程について
 - ③その他

7 出席農業委員（11人）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	城田忠志	唐澤喜廣	

8 欠席委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

伊藤良夫	堀 敬一
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	清水栄子
事務局	山口美咲	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれ、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第11回農業委員会の総会を開会致します。</p>
唐澤会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、伊藤良夫委員と堀敬一委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>5件 12筆</p>
議長	<p>報告事項①について、相続の関係になりますが、質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等なければ、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出につきまして、受理するという形でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号6-7から番号6-11までを受理と致します。</p> <p>続いて、報告事項②につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p> <p>5件 6筆</p>
議長	<p>報告事項②、こちらは合意解約通知についてとなりますが、ご意見等ございますか。</p>
唐澤英樹委員	<p>番号6-5から番号6-7についてですが、こちらの圃場はワサビ田となっている訳でしょうか。</p>
事務局	<p>はい。ワサビを作付けしています。</p>
唐澤英樹委員	<p>承知しました。</p>
議長	<p>番号6-5から6-7はワサビ田ということで、現在、借り手を探しているようですが、場所は塩ノ井地区になりますか。</p>
征矢昌博委員	<p>はい、そうです。湧水が出ている土地ですので、ワサビ田にしかならないかと思えます。</p>

議 長	このまま耕作されずにいると勿体ないので、この3筆については手を挙げていただける方を探していただきたいと思います。他にご意見等ないようでしたら、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、番号6-4から番号6-8まで、5件6筆を全て受理と致します。
委員一同	(異議なし)
議 長	続いて、報告事項③に移ります。農地所有適格法人「 XXXXXXXXXX 」の設立について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	③農地所有適格法人(XXXXXXXXXX) の設立について報告・併せて、農地所有適格法人について、その要件等を説明。
議 長	はい。事務局から「 XXXXXXXXXX 」について、また併せて農地所有適格法人について説明いただきましたが、皆さんからご質問等ありましたらお願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	私の方からひとつお訊きしますが、こちら XXXXXXXXXX は現在、お仕事は何をされておりますか。
事 務 局	現在も XXXXXXXXXX 手掛けておりまして、今回、法人化してご家族で規模拡大を図りたいお考えです。
議 長	はい。分かりました。皆さんの方から、他にありますでしょうか。ないようでしたら、こちらの法人設立については受理するという形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、報告事項③ 農地所有適格法人「 XXXXXXXXXX 」の設立につきましては受理と致します。 報告事項は以上となります。
	 2 議事 議事に移ります。 議案第1号 農地審議 農地法第3条関係(所有権移転)についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程 2件 2筆
議 長	はい。では、議案第1号 番号6-3の案件について、征矢昌博委員から補足説明をお願い致します。
征矢昌博委員	譲渡人 XXXXXXXXXX は現在、 XXXXXXXXXX お住まいで、お父様からこの土地を相続して所有されていましたが、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 相続ではなく贈与の形で受けとるということです。譲受人も XXXXXXXXXX お住いのために

	<p>土地が荒れてしまう心配もありましたが、[] 塩ノ井地区にお りまして、その方が管理を担ってくれていますので、常に畑は綺麗な状態 を保っております。今後もその状態が継続されていくかと思っておりますので、 [] ではありませんけれども、問題はないかと考えています。宜し くお願い致します。</p>
議 長	<p>征矢委員から補足説明いただきましたが、番号6-3につきまして、ご質問 等ありましたらお願いします。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、この番号6-3の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、議案第1号 番号6-3の案件を可と致します。</p>
唐木義秋委員	<p>次に、番号6-4については、唐木義秋委員から補足説明ありましたらお願 いします。</p>
	<p>譲渡人 [] ですが、 [] 主に農業 に携わっておられます。譲受人 [] は以前からこの農地を耕作 されていて、引き続き利用したいという意向をお持ちだったので、 [] 譲り受ける形となりました。特に問題はないかと思っておりますので、宜し くお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。唐木委員から補足説明いただきましたが、皆さんからの質問、ご意 見ありますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、この番号6-4の案件を可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、議案第1号 番号6-4の案件を可と致します。</p>
事務局	<p>続きまして議案第2号に移ります。</p>
	<p>議案第2号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。事 務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読 上程 3件 3筆</p>
議 長	<p>はい。それでは、番号1の案件については、堀敬一委員からの補足説明を お願いします。</p>
堀敬一委員	<p>はい。譲受人 [] が住宅を建てられるということで、譲渡人 [] [] から土地を譲り受ける案件です。敷地の一部で野菜を栽培し てはいますが、日陰になるなどといった、周囲の環境に影響を与えるよう なことはないことは確認しておりますので、問題はないかと思っております。</p>
議 長	<p>はい。では、この番号1の案件について質問等ございましたらお願い致し ます。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>ありませんか。この土地は3種農地でございます。ご意見等ないようでし</p>

委員一同 議 長	<p>たら、こちらの案件について、可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
酒井明委員	<p>では、議案第2号 番号1の案件を可と致します。</p> <p>続いて、番号2の案件です。酒井明委員から、説明をお願いします。</p>
議 長	<p>場所は、南原運動場の北側、道路を挟んだ北側の土地になります。譲渡人 [REDACTED]が2年程前に相続した土地になりますが、休耕していまし た。エリアとしても、住宅を建てる場所としても適当なのではないかと思 いますのでよろしくお願い致します。</p>
委員一同 議 長	<p>はい。ありがとうございました。番号2の案件につきまして、皆さんから のご意見・ご質問ございますでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら、こちらも3種農地でありますので、この案件について、 可としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号 番号2の案件を可と致します。</p>
小林美晴委員	<p>続いて、番号3の案件、こちらは小林美晴委員、補足説明がありましたら お願い致します。</p>
議 長	<p>はい。こちらの土地は、以前に一度、転用申請が出されていたものになり ます。その土地が昨年の農地パトロールの折に確認したところ、草が酷く 伸びていて、どうなるものかと危惧していましたが、今回、[REDACTED] [REDACTED]賃貸住宅を建てるということで、譲渡人[REDACTED] [REDACTED]から買い受けることになりました。建物は平屋となりますので、 日照等、周辺農地への影響はないかと思います。</p>
委員一同 議 長	<p>ありがとうございます。番号3について、皆さんからのご意見・質問等 ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>ありませんか。ないようでしたらこの番号3の案件を可としてよろしいで しょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>議案第2号は以上です。</p> <p>続きまして、議案第3号に移ります。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細に ついてを議題と致します。</p>
議 長	<p>朗読 上程 5件 10筆</p> <p>はい。番号6-27と6-31が更新、番号6-28から6-30が新規ということ でそれぞれ説明がございましたが、ご質問等ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>はい。番号6-29の案件ですが、こちらは先程の報告事項にあった農地適格</p>

	<p>法人に関するものですね。こちらは土地を購入するのではなく、借りるということですね。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>はい。 分かりました。いかがでしょうか。こちらの5案件を可とする形でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第3号 番号6-27から番号6-31の5案件を可と致します。続きまして、議案第4号に移ります。</p>
	<p>議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>朗読 上程 2件 3筆</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>はい。2件3筆、中間管理事業を利用した貸借ということになっております。皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(特になし) ありませんか。ご意見等ないようでしたら、この2件を可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) では、議案第4号 番号6-32、及び番号6-33を可といたします。続きまして、議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>朗読 上程 1件 1筆</p>
<p>唐澤英樹委員 議長</p>	<p>はい。農地保有合理化事業についてでございます。こちらの番号6-34について、唐澤英樹委員から補足説明ございますか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>特にありません。 補足説明はないということです。番号6-34、XXXXXXXXXXから開発公社へ売り渡しをするという内容のものですが、可としてよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議長</p>	<p>(異議なし) はい。では議案第5号 番号6-34の案件を可とします。議事は以上となります。協議事項へ移ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 協議事項 ①地域計画について ・県内の先進事例（中野市／箕輪町）での取り組みと計画策定の進め方について、紹介動画を視聴。併せて、2月末に行った地域計画のアンケートの回答状況や目標地図作成に向けた今後のスケジュール案を提示。中野市、箕輪町それぞれの特徴を参考にしながら、南箕輪村における「地域計画」の素案づくりをどのような形で進めていくべきか、また、どのような課題</p>

	<p>があり、検討しなければいけない項目にはどんなものがあるのか、などについての協議を依頼。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から説明いただきましたが、どんなことでも結構ですので、皆さんからの意見・質問をお願いします。</p>
<p>倉田明彦委員</p>	<p>地域計画についてのアンケートは、白地や青地などの農地区分には関係なく、全ての農業者へ送ったのでしょうか。</p>
<p>農政係長</p>	<p>はい。全農業者へ送らせていただいております。地域計画策定だけでなく、今後の農業施策の参考にさせていただくアンケートということになっていますので、農地台帳に登録のある全ての農業者へ送っています。回答率は47.5%で半分弱ほどでした。必須の部分の記入が抜けているものもありましたが、その部分については未記入がその方の意思ということもありますので、そのまま集計させていただくようになると思います。回答内容の集計結果につきましては、6月の総会でお示しさせていただく予定です。</p>
<p>倉田明彦委員</p>	<p>分かりました。そのアンケートが目標地図作成に向けた前段になるのかと思います。何も土台のないところから素案作りを始めるよりも、村の考え方、農業委員会の考えを予め纏めたものを作った形で地元へお示しする方が、「地域計画」というものを理解する上でも、農業者の皆さんにも分かりやすく受け入れられやすいという気がします。また、久保地区で言うと、西天竜幹線水路や西部の畑作地帯については、一応、農業振興地域ということになっていますので、認定農業者や中核的農業者に集まさせていただくことで、ある程度、計画策定の素案づくりは進むものと思っています。ですが、白地の農地をお持ちの農業者も多くいらっしゃいます。それぞれの地主の方の考えもございまして、今後の生活の糧にしていきたいという方もおりますので、その白地の農地についての今後を考える、10年後の姿を考えるというのはとても難しく感じています。そのような状況の中で村全体の計画を策定していくのであれば、ある程度形になったものを作成した上で、それを元に意見や計画を纏めていく方が、時間軸から見ても進めやすいという気がしています。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。今、倉田委員からのご提案がありましたけれど、他にご意見ありますでしょうか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>確認ですが、今、白地についてのお話がありましたが、白地の農地も対象になるのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>私の考えとしては、青地のエリアのなかに、もうひとつ青地のエリアを作るイメージで良いのではないかと考えています。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>そういう感覚で良いのですね。要は、先程、倉田委員もお話していたように、白地の農地については10年後にどのようなになっているかなど分からない。我々の権限の及ぶものではないので、目標地図には含めないということですね。</p>
<p>議長</p>	<p>「地域計画」において、目標地図を作成するという事は、私たちが10年</p>

唐木義秋委員	<p>後も残したい農地について地図に落とし込む作業です。白地の農地については、この「目標地図」作成に関して言えば含めない、外して考えるということの良いのではないかと考えています。</p>
議 長	<p>仰る通りだと思います。尚且つ、青地の中でも、将来的に見て外しておいた方が良くと思う農地を、予め含めない形でゾーンを考える。極端に言ってしまえば、役場の周囲などで青地の農地があった場合は予めその農地を外した形でゾーンを決めるというようなことです。そういう考えでまずはスタートした方が良くという認識でした。</p>
農政係長	<p>唐木委員から話のあった通り、整理しますと、青地のエリア全てをゾーンとするのではなく、現在も、住宅地に接していて除外が進みそうな青地の農地がありますよね、そういった農地は含めずに、将来、10年後も残していきたい農地について、もうひとつの括りを作っておく。そんなイメージに立っていただきたいと思います。</p>
農政係長	<p>・箕輪町の作成した資料（P.9）を示しながら説明。 箕輪町の資料の9ページをご覧ください。黒いマジックで囲まれたこの大きな括りが、いわゆる地域計画のエリアゾーンです。この中で黄色や緑や青で塗られた農地、これが、例えばAさんやBさんが10年後に耕作していると決められた農地になります。ですが、その中に、色分けされていない白いままの筆があります。この白い箇所も農地ですが、いわゆる白地の農地となります。これについては耕作者を決めていません。エリアとしては地域で大きく括りますので、当然、白地の農地も含まれますが、10年後の姿を決めていくのは青地の農地だけとなります。エリア内に白地の農地はありますけれど、地域計画の目標地図とは別の扱いとなる、そのようなイメージです。あくまでも、10年後の姿を考え、耕作者を決めていくのは、エリアの中の青地の農地です。ただ、目標地図の作成とは別の、地域の問題点の掘り上げ、課題解決については、当然白地の農地も含めて皆で考えていく必要はあると思います。</p>
唐木義秋委員	<p>私が質問したのはそういう意味ではなく、今回の目標地図の作成の中で、一歩進めた形でゾーンを決める、今の青地の中から、除外の進みそうなエリアを外した形でゾーンの作成をやるべきではないでしょうか、ということです。現在の青地を見ても、入り組んでしまっただけで市街地化が進んでいる地域がありますよね。ここは間違いなく将来的に市街地になるだろうというところ、その部分については、最初から抜いた形でスタートしてくれませんか、という意味です。白地のことは意識していません。</p>
農政係長	<p>申し訳ありません。唐木委員が例に挙げられた役場の周りについては、目標地図作成の対象としていません。去年の12月の総会でお示した「目標地図」作成の話し合いを行うゾーンとしては、役場周辺のエリアは除いてあります。</p>
唐木義秋委員	<p>今の発言には驚きました。もう既に抜いているということですが、その土</p>

	<p>地の持ち主にしてみれば、その理由が気になるところではないでしょうか。話し合うのかトップダウンなのかは分かりませんが、これから決めていこうという段階で、実はもう目標地図から抜いてあるということでは、将来に禍根をのこしませんか。少々拙速すぎると思いますが、どうでしょうか。昨年12月の農業委員会総会で提示していただいたゾーンについては臆げな記憶しかありませんが、それは、広く合意形成の成されたものなのではないでしょうか。</p>
<p>農政係長</p>	<p>地域や土地所有者の了解を取っているものではありません。行政の意向ありきだと言われてしまうとそれまでなのですが、お示した「目標地図」のゾーンは、あくまでも話し合いの元にするためのものであり、南箕輪村の農業の将来を見据え、そのゾーンの中での10年後の姿を地図に落とし込んでいただくための土台となるものです。行政主導にはなりますが、農業振興地域のエリアについても、国の施策、県の施策、村の施策の中で位置づけた計画であって、各個人の了解を得ているものではありません。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>それは理解していますが、現実的に今の状況を見ると、農業振興地域のエリア、これについても決まった当時から疑問の声があります。行政にどこまでの権限があるのかはよく分かりません。法律的に認められているのかもしれませんが、それでも強行的に進めるのではなく、その疑問の声に耳を傾け、それを払拭する。目標地図のゾーン決めは、その良い機会なのではないでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>唐木委員が最初に仰ったご意見は、(箕輪町の資料を示し) この4ページ目にある方針の③「農振農用地の中でも、耕作条件の有利な優良農地のみをゾーニングすること」という部分にあたるかと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>唐木義秋委員</p>	<p>要するに、誰が見ても農振除外が進みそうなエリアについては除いた形でスタートしたらどうかということです。会長の意見もそれと同様だと私は理解していました。</p>
<p>事務局長</p>	<p>唐木委員のご意見は当然考慮しなければいけないかなと思います。ただ、一筆一筆について拘ってしまうと議論が進まなくなってしまう懸念があります。この目標地図は、今回、作成が済んでも、決めた地図をそのまま10年間固定する訳ではなく、毎年見直しは行っています。昨年提示させていただいた目標地図のゾーンはあくまでも叩き台で、元となるものがなければ話し合うこともできないために作成したものですので、地域の中で話し合ってください、その中で変えるべきものは変えていただく。行政が決めてこのように進めます、この形で実行しますという訳ではないことは、認識していただきたいと思います。今回、そのモデル地区として、まず6月に、沢尻地区での話し合いを行うことを提案させていただいています。この沢尻地区が、地域計画、目標地図作成の話し合いとしては初となりますので、そこでまた課題が様々に出てくることと思います。それを踏まえ</p>

	<p>ながら、その後、順次、8月以降に他の地区での話し合いを進めていく計画です。中野市と箕輪町での事例を今日は見ていただきましたが、地域の話し合いから進めていった中野市、ある程度ゾーンを決めて話し合いに持って行った箕輪町、どちらの方法が南箕輪村の進め方として適当か。それをまず決めていただき、具体的には6月の総会で内容を詰めていくように考えています。</p>
唐木義秋委員	<p>分かりました。先程、時間軸という話もありましたが、その点を考えると、地域の意見を吸い上げることから始めるよりも、叩き台のゾーンを元にしてのスタートが、私は良いと思います。</p>
議 長	<p>私の認識は、少し異なります。「目標地図」というのは、10年後もここだけは守っていきますよという農地を定めたもの、それを落とし込んだ地図を作る訳です。であれば、青地の土地全てをそこに含めることはできない。集落化が進み、除外がやむをえなくなるような農地が増えるエリアは基本的に削っていく。私としては、もう一度自分の地区について委員さんそれぞれで見直していただき、ここだけは皆で守っていくという農地の検討を地区の皆さんで進めてゾーンを決めてみてはどうなのだろうかと考えています。事務局の示した地図を元にするだけでは、非常に楽が過ぎるように感じています。まずはゾーンをきちんと決めること、ここだけは農地を守っていくというゾーンを地区毎に考えることが重要に思います。他にご意見ございませんか。どんな意見でも構いませんので、忌憚なくお願いします。</p>
征矢昌博委員	<p>白地の農地については含めない話となっていますが、塩ノ井地区では昔から青地になっていない良い農地が多くあります。その土地についてはどのように対処すべきでしょうか。</p>
議 長	<p>青地の中に白地が残っているようなエリアがありますよね。そういった土地については、目標地図のゾーンに含めて良いのではないのでしょうか。</p>
征矢昌博委員	<p>ゾーンの中に含めるとして、目標地図に落とし込む段階で最終的にはそこは耕作者を決めずに、誰の名前も入れないでおくのでしょうか。</p>
農政係長	<p>白地の農地は入れないで大丈夫です。</p>
征矢昌博委員	<p>結構な広さの土地になりますが、誰に耕作してもらうか決める段階で、白地の農地には誰も入れない方が良いのか、入れても良いのか。</p>
農政係長	<p>入れることが間違いではありません。入れるのであれば入れておいた方が地域の今後のために安心かと思えます。</p>
事 務 局	<p>白地の農地でも、優良な農地として耕作されている土地。そこが、例えば農業振興地域のエリアに入っていれば、農振に編入するという制度もあります。この機会に、地区の皆さんと事務局で細かい単位で話し合っ決めていけば良いかと思えますので、まずは、話し合いの元になる叩き台を各地区で作って、そこから細かい部分の課題を抽出していくことが良いのではないかと思えます。</p>

議 長 唐澤忠委員	他にご意見ございますでしょうか。率直にお願いします。 目標地図に含めないエリア、そこにある農地についてはどのように考えれば良いでしょうか。
議 長	「目標地図」に落とし込んだ農地を、10年後も守るべき農地としてその将来の姿を考えることが「地域改革」の趣旨になりますので、「地域計画」の中では考えない。あくまで「目標地図」の中の農地だけを考えるという解釈で良いと思います。
唐澤忠委員	それは理解しているのですが、実際に高齢化で手付かずとなり、荒廃農地となってしまうことが増えています。それを防ぐような策は考えていないのでしょうか。
事 務 局	「地域計画」外の農地については、何もできないという訳ではなく、売買や貸借が可能ですので、地域計画に含まれなくても、これまで通りの扱いで運用していくことになります。
議 長	勿論、目標地図に含まれないからといって、農地は農地ですので、農業委員として守っていかなければならないことは、これまでと変わりません。その点は、永遠のテーマでしょう。 ・協議の結果、各委員の意見を元に、次回6月の総会にて「目標地図」作成に向けた具体的な手順等について協議することです承。
事 務 局	③農地買受け・借受け希望について（別添資料） ・新たな申し出、また希望内容に変更のあった希望者について、事務局作成のリストを示し、詳細について説明。
議 長	・補足説明をする。
事 務 局	・紹介できる農地があれば、情報提供していただくよう依頼。
事 務 局	③農地あっせん事業について 1件 1筆 ・あっせん選定調書について説明をする。（会議資料 P23～P25） ・補足説明をする。 ここは、アスパラガスのハウスですね。
事 務 局	はい。そうです。
議 長	■■■■■■■■■■ 今後、アスパラを栽培してくれるということでしょうか。
事 務 局	現在も ■■■■■■■■■■ アスパラ栽培をされていて、今回、土地を購入する形となりました。
議 長	はい。わかりました。 ・協議の結果、特に問題はなさそうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
	④その他

事務局	<p>特になし</p> <p>4 その他</p> <p>①令和6年度 5団体親睦マレットゴルフ大会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施要項を示し、開催日程が6月15日（土）午後2時からとなっていることを案内。また、来年度は農業委員会が幹事となるため、今大会にも積極的な参加を依頼。 ・5月27日（月）までに、出欠とマイクロバスの利用有無を事務局まで報告いただくよう依頼。
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 ・6月5日（水）の第12回農業委員会総会に併せ、同日、営農型太陽光発電施設の現地確認を実施する旨を改めて案内。
議長	<p>③その他</p> <p>特になし</p> <p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
伊藤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第11回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>（午後3時45分 終了）</p>

以上、第 11 回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 5 月 24 日

議 長 唐澤喜廣

議事録署名委員 唯 敬

議事録署名委員 伊藤良夫